

議 案 参 考 資 料

平成30年12月 定例会

(目 次)

| | |
|---|-------|
| ○大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例(新旧対照表)(第89号議案関係) | (1) |
| ○大村市職員の自己啓発等休業に関する条例(新旧対照表)(第90号議案関係) | (2) |
| ○中心市街地複合ビル配置図(第91号議案～第95号議案関係) | (3) |
| ○中心市街地複合ビル平面図(第91号議案～第95号議案関係) | (4) |
| ○大村市男女共同参画推進センター条例(新旧対照表)(第91号議案関係) | (8) |
| ○大村市ボランティアセンター条例(新旧対照表)(第92号議案関係) | (10) |
| ○大村市総合福祉センター条例(新旧対照表)(第93号議案関係) | (11) |
| ○大村市子ども科学館の施設概要(第94号議案関係) | (14) |
| ○大村市立史料館条例の改正概要(第95号議案関係) | (15) |
| ○大村市立史料館条例(新旧対照表)(第1条関係)(第95号議案関係) .. | (17) |
| ○大村市立史料館条例(新旧対照表)(第2条関係)(第95号議案関係) .. | (18) |
| ○大村市立図書館条例の改正概要(第96号議案関係) | (21) |
| ○大村市立図書館条例(新旧対照表)(第96号議案関係) | (24) |
| ○大村市営駐車場条例の改正概要(第97号議案関係) | (28) |
| ○大村市営駐車場条例(新旧対照表)(第97号議案関係) | (29) |
| ○大村市手数料条例の改正概要(第98号議案関係) | (30) |
| ○大村市手数料条例(新旧対照表)(第98号議案関係) | (31) |
| ○大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例(新旧対照表)(第99号議案関係) | (32) |
| ○町界変更位置図(第101号議案関係) | (33) |
| ○町界変更図(第101号議案関係) | (34) |
| ○市道路線廃止位置図(第102号議案関係) | (35) |
| ○公用車の物損事故について(報告第23号関係) | (36) |

大村市財政調整基金等の設置、管理及び処分に関する条例（新旧対照表）

(1)

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|--------|---|------|---|---|--|-----------------|---|---|----|----|--------|---|------|--|---|--|
| <p>(設置) 第1条 本市財政の健全なる運営を図るため、次の基金を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="215 498 1126 1047"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>1 略 2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため</td> </tr> <tr> <td>減債基金</td> <td>1～3 略 4 市債のうち地方税の減収補填又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるため</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モーターボート競走事業収益基金</td> <td>1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 目的 | 財政調整基金 | 1 略 2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため | 減債基金 | 1～3 略 4 市債のうち地方税の減収補填又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるため | 略 | | モーターボート競走事業収益基金 | 1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため | <p>(設置) 第1条 本市財政の健全なる運営を図るため、次の基金を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1200 498 2112 895"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政調整基金</td> <td>1 略 2 災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため</td> </tr> <tr> <td>減債基金</td> <td>1～3 略 4 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるため</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 目的 | 財政調整基金 | 1 略 2 災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため | 減債基金 | 1～3 略 4 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるため | 略 | |
| 名称 | 目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財政調整基金 | 1 略 2 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減債基金 | 1～3 略 4 市債のうち地方税の減収補填又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるため | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| モーターボート競走事業収益基金 | 1 公共施設等の整備のための財源に充てるため 2 市債のうち公共施設等の整備のために発行したものの償還の財源に充てるため | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 目的 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財政調整基金 | 1 略 2 災害により生じた経費の財源若しくは災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるため | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減債基金 | 1～3 略 4 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるため | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(積立て) 第2条 前条の表に掲げる基金（以下「基金」という。）は、毎年度次の各号に掲げる基金の区分に応じ、当該各号に定める額を積み立てる。</p> <p>(1) 財政調整基金、減債基金、地域振興基金及び退職手当基金 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>(2) モーターボート競走事業収益基金 モーターボート競走事業の収益金を原資とし、一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>2 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。</p> | <p>(積立て) 第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。</p> <p>2 この基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

大村市職員の自己啓発等休業に関する条例（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> | <p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) 略</p> |

中心市街地複合ビル配置図（第91号議案～第95号議案関係資料）

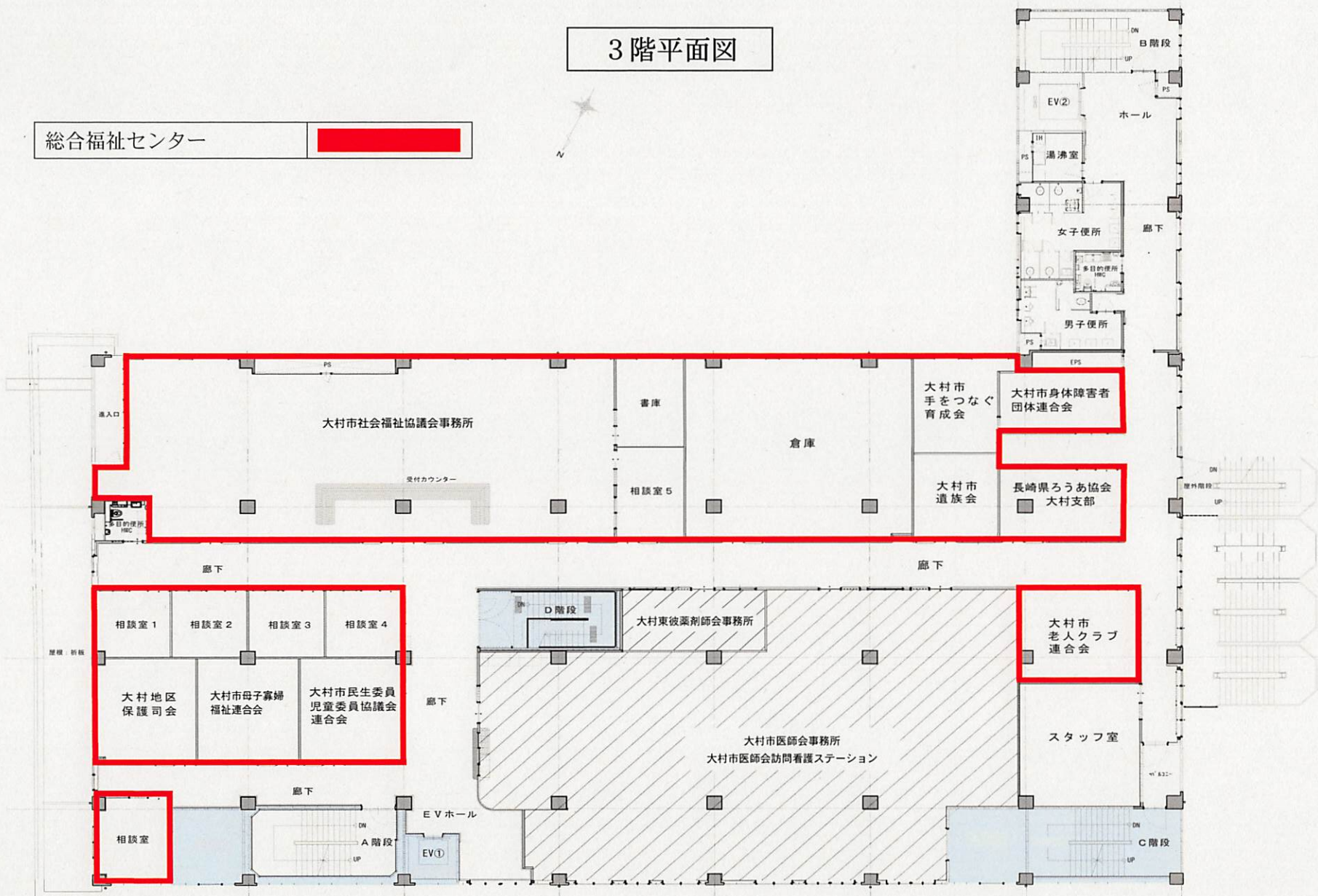
| | | | | | |
|------------|--|--------------------|--|--------------|--------------|
| 6階 | 長崎ウエスレヤン大学 大村サテライトキャンパス（仮称） | | 総合福祉センター（貸会議室等） | | |
| | 総合福祉センター（貸会議室等） | | 近代資料室 | | |
| 5階 | 大村東彼歯科医師会事務所 | | 子ども科学館 | | |
| | 大村商工会議所 | | 総合福祉センター（貸会議室等） | | |
| ボランティアセンター | | | 男女共同参画 推進センター | | |
| 3階 | 総合福祉センター （大村市社会福祉協議会事務所、社会福祉関係団体事務所、相談室等） | | | | |
| | | | 大村市医師会事務所 大村市医師会訪問看護ステーション 大村東彼薬剤師会事務所 | | |
| 2階 | 地域包括支援センター | | 大村市医師会在宅医療サポートセンター | | |
| | 障がい福祉課 | | 長寿介護課 | | |
| 1階 | カフェピアット | おおむら暮らし コンシェルジュ | テナント スペース | テナント スペース | 産業支援 センター |
| | 国際交流プラザ | | 西沢大村店 | | |

※ ……本議会で条例の制定又は改正を行う施設

※ ……テナントスペース

3階平面図

総合福祉センター

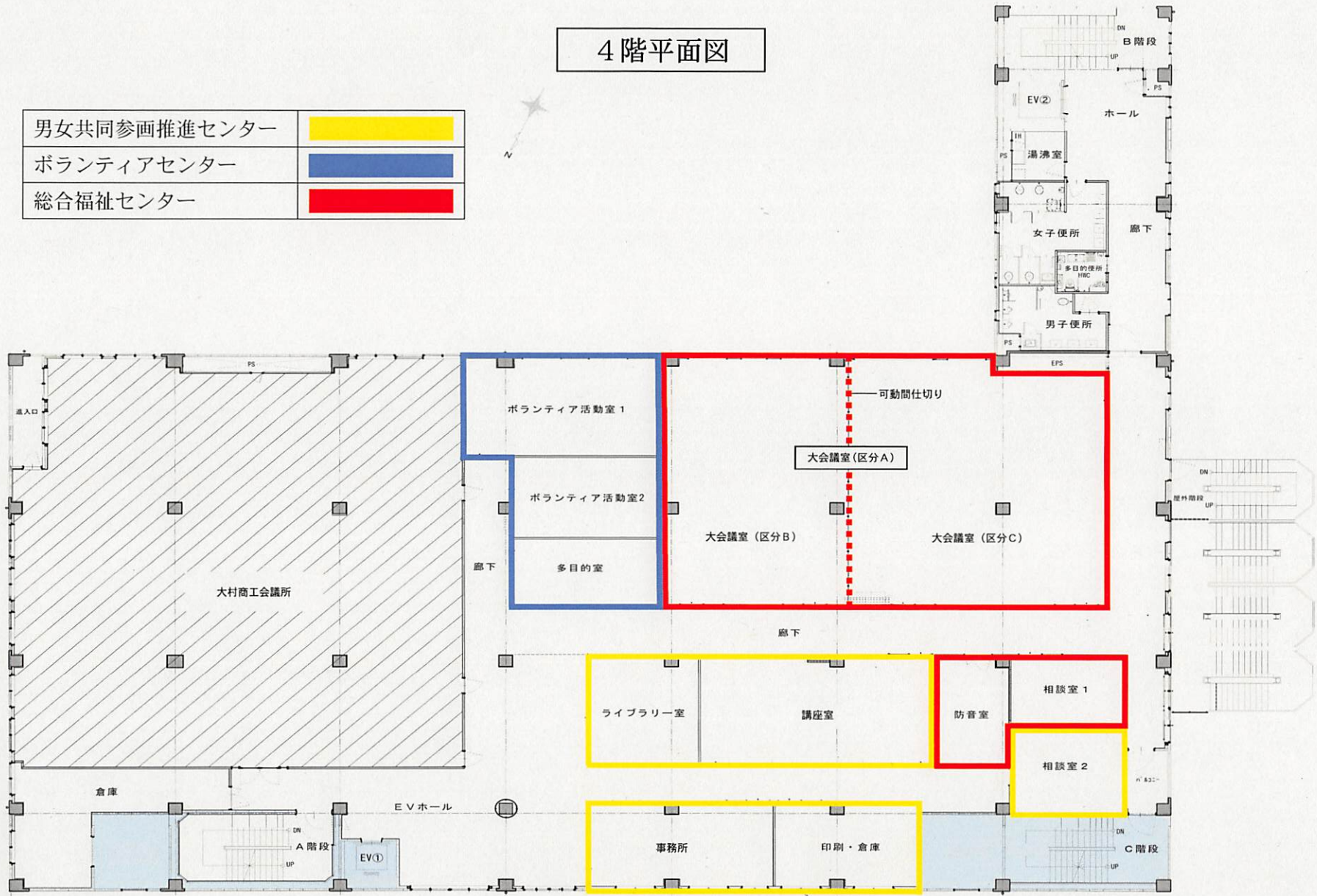


(4)

第9 1号議案～第9 5号議案関係資料

4階平面図

| | |
|--------------|--|
| 男女共同参画推進センター | |
| ボランティアセンター | |
| 総合福祉センター | |



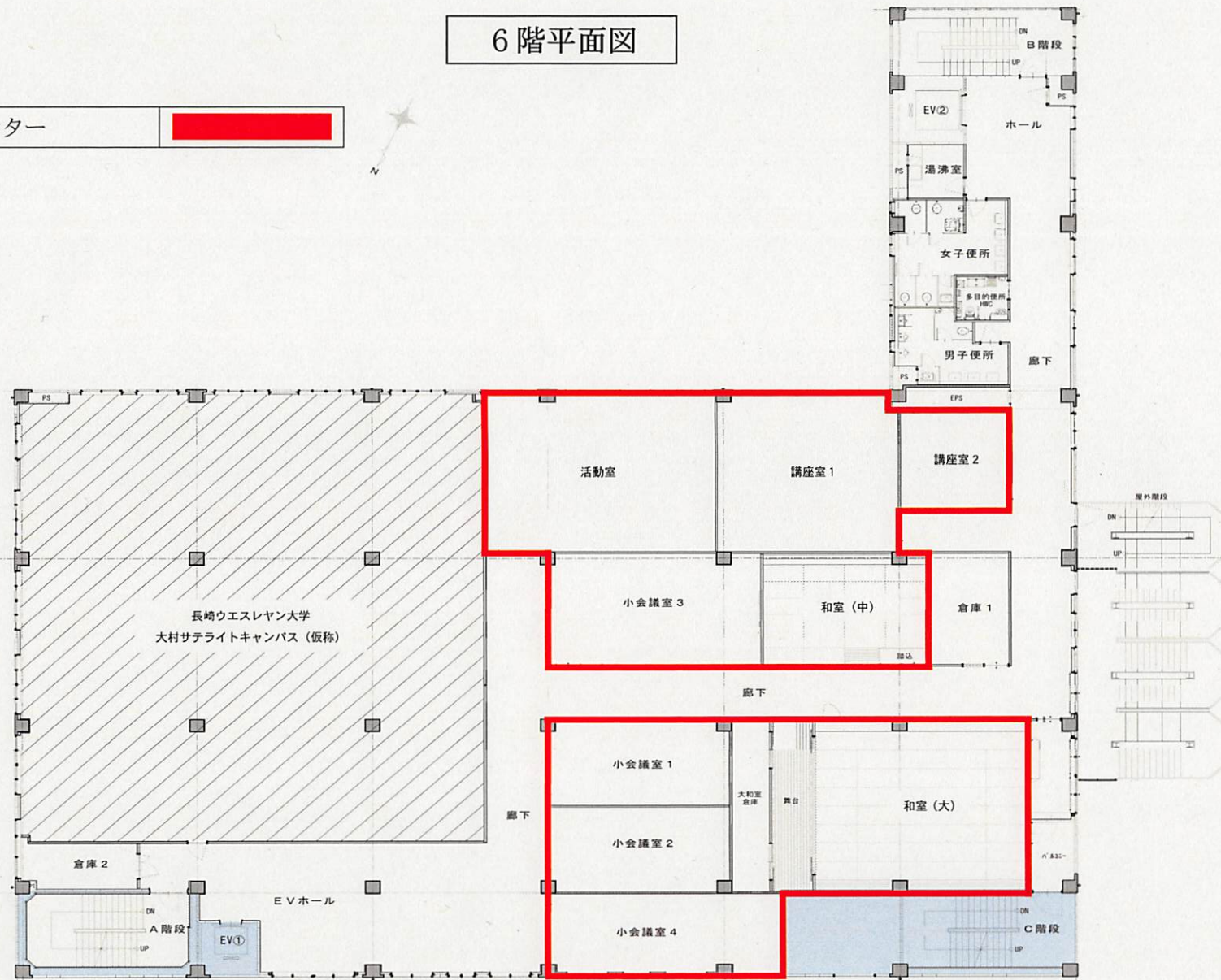
(5)

6階平面図

総合福祉センター



(7)



大村市男女共同参画推進センター条例（新旧対照表）

(8)

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|-------------|----|-----------------|-------------|--|----|----|-----------------|------------|
| <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 467 1128 551"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市男女共同参画推進センター</td> <td>大村市本町458番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可) 第4条 講座室を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、講座室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、講座室の使用を許可しない。 (1)・(2) 略 (3) その他講座室の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料) 第6条 講座室の使用料は、徴収しない。ただし、第1条のセンターの設置の目的（以下「設置目的」という。）以外の目的のために使用する場合（公共的目的に使用する場合を除く。）又は設置目的のために使用するものであっても入場料又はこれに類する費用等を徴収する場合には、別表により使用料を徴収する。 2 略</p> <p>(許可目的外使用又は権利譲渡等の禁止) 第9条 講座室の使用の許可を受けた者（以下「使用者」とい</p> | 名称 | 位置 | 大村市男女共同参画推進センター | 大村市本町458番地2 | <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1182 467 2114 551"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市男女共同参画推進センター</td> <td>大村市西三城町8番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の許可) 第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可について条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しない。 (1)・(2) 略 (3) その他センターの管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用料) 第6条 センターの使用料は、徴収しない。ただし、第1条のセンターの設置の目的（以下「設置目的」という。）以外の目的のために使用する場合（公共的目的に使用する場合を除く。）又は設置目的のために使用するものであっても入場料又はこれに類する費用等を徴収する場合には、別表により使用料を徴収する。 2 略</p> <p>(許可目的外使用又は権利譲渡等の禁止) 第9条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」とい</p> | 名称 | 位置 | 大村市男女共同参画推進センター | 大村市西三城町8番地 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市男女共同参画推進センター | 大村市本町458番地2 | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市男女共同参画推進センター | 大村市西三城町8番地 | | | | | | | | |

改正後

う。)は、**講座室**を許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復)

第12条 使用者は、**講座室**の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に復さなければならない。

2 略

別表 (第6条関係)

| 施設名 | 使用料 | |
|-----|--------|------|
| | 単位 | 金額 |
| 講座室 | 1時間につき | 150円 |

備考

1 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは当該端数時間を1時間として計算する。

2~5 略

改正前

う。)は、**センター**を許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することができない。

(原状回復)

第12条 使用者は、**センター**の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に復さなければならない。

2 略

別表 (第6条関係)

| 区分 | 使用時間 | 使用料 | | | | | |
|-------|------|---------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| | | 9時から 12時まで | 13時 から17時 まで | 18時 から22時 まで | 9時から 17時 まで | 13時 から22時 まで | 9時から 22時 まで |
| 第1会議室 | | 円 500 | 円 700 | 円 700 | 円 1,200 | 円 1,400 | 円 1,900 |
| 第2会議室 | | 400 | 600 | 600 | 1,000 | 1,200 | 1,600 |
| 第3会議室 | | 400 | 600 | 600 | 1,000 | 1,200 | 1,600 |
| 和室 | | 100 | 200 | 200 | 300 | 400 | 500 |
| 多目的室 | | 1,500 | 2,100 | 2,100 | 3,600 | 4,200 | 5,700 |

備考

1 使用時間の区分を1時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む区分の使用料を徴収する。

2~5 略

大村市ボランティアセンター条例（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|---|-------------|----|---------------|-------------|---|----|----|---------------|------------|
| <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 464 1126 545"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 464 663 503">名称</th> <th data-bbox="663 464 1126 503">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="197 503 663 545">大村市ボランティアセンター</td> <td data-bbox="663 503 1126 545">大村市本町458番地2</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 大村市ボランティアセンター | 大村市本町458番地2 | <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 464 2112 545"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 464 1641 503">名称</th> <th data-bbox="1641 464 2112 503">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 503 1641 545">大村市ボランティアセンター</td> <td data-bbox="1641 503 2112 545">大村市西三城町8番地</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 大村市ボランティアセンター | 大村市西三城町8番地 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市ボランティアセンター | 大村市本町458番地2 | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市ボランティアセンター | 大村市西三城町8番地 | | | | | | | | |

大村市総合福祉センター条例（新旧対照表）

(11)

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|---|-------------|----|-------------|-------------|--|----|----|-------------|------------|
| <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 459 1126 545"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市総合福祉センター</td> <td>大村市本町458番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用者の資格) 第9条 略 2・3 略 4 共用施設を使用することができる者は、第1項から前項までに定める者とする。 5 指定管理者は、第2項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する事業の実施に支障がないと認める場合において、第1項に規定する者が第4条第1項に規定する事業の用に供するとき、又は第3項に規定する者が第4条第3項に規定する事業の用に供するときは、高齢者福祉センター（活動室、和室（大）及び和室（中）に限る。次項において同じ。）を使用させることができる。 6 略</p> <p>(使用料) 第13条 社会福祉センター、高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの使用料は、徴収しない。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する使用料を徴収する。 (1) 別表第1に規定する使用者が個人で高齢者福祉センターの活動室、和室（大）又は和室（中）（次号において「活動室等」という。）を使用する場合 別表第1に規定する使用料 (2) 前条第1項の許可を受けて活動室等を使用する場合 別表第</p> | 名称 | 位置 | 大村市総合福祉センター | 大村市本町458番地2 | <p>(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 467 2112 553"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市総合福祉センター</td> <td>大村市西三城町8番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用者の資格) 第9条 略 2・3 略 4 共用施設を使用することができる者は、第1項から第3項までに定める者とする。 5 指定管理者は、第2項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する事業の実施に支障がないと認める場合において、第1項に規定する者が第4条第1項に規定する事業の用に供するとき、又は第3項に規定する者が第4条第3項に規定する事業の用に供するときは、高齢者福祉センター（集会室及び静養室に限る。次項において同じ。）を使用させることができる。 6 略</p> <p>(使用料) 第13条 社会福祉センター、高齢者福祉センター及び障害者福祉センターの使用料は、徴収しない。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に規定する使用料を徴収する。 (1) 別表第1に規定する使用者が個人で高齢者福祉センターの集会室又は静養室（以下「集会室等」という。）を使用する場合 別表第1に規定する使用料 (2) 前条第1項の許可を受けて集会室等を使用する場合 別表第</p> | 名称 | 位置 | 大村市総合福祉センター | 大村市西三城町8番地 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市総合福祉センター | 大村市本町458番地2 | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市総合福祉センター | 大村市西三城町8番地 | | | | | | | | |

改正後

2に規定する使用料
2・3 略

別表第2 (第13条関係)

| 施設名 | 使用料 | |
|-------|--------|------|
| | 単位 | 金額 |
| 活動室 | 1時間につき | 200円 |
| 和室(大) | | 300円 |
| 和室(中) | | 100円 |

備考

1 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは当該端数時間を1時間として計算する。

2・3 略

別表第3 (第3条、第13条関係)

| 施設名 | 使用料 | |
|-----------|--------|------|
| | 単位 | 金額 |
| 大会議室(区分A) | 1時間につき | 700円 |
| 大会議室(区分B) | | 300円 |
| 大会議室(区分C) | | 400円 |
| 中会議室 | | 350円 |
| 小会議室1 | | 100円 |
| 小会議室2 | | 100円 |
| 小会議室3 | | 100円 |
| 小会議室4 | | 100円 |
| 小会議室5 | | 100円 |
| 講座室1 | | 150円 |

改正前

2に規定する使用料
2・3 略

別表第2 (第13条関係)

| 施設名 | 使用時間 | 9時から12時まで | 12時から17時まで | 17時から22時まで | 9時から17時まで | 12時から22時まで | 9時から22時まで |
|-----|------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 集会室 | 円 | 1,400 | 2,400 | 2,400 | 3,800 | 4,800 |
| 静養室 | | 300 | 500 | 500 | 800 | 1,000 | 1,300 |

備考

1 使用時間の区分を2時間以上超過して使用した場合は、超過した時間を含む区分の使用料を加算した金額を徴収する。

2・3 略

別表第3 (第3条、第13条関係)

| 施設名 | 使用時間 | 9時から12時まで | 12時から17時まで | 17時から22時まで | 9時から17時まで | 12時から22時まで | 9時から22時まで |
|--------|------|-----------|------------|------------|-----------|------------|-----------|
| | 大会議室 | 円 | 1,400 | 2,400 | 2,400 | 3,900 | 4,800 |
| 会議室 | | 200 | 400 | 400 | 700 | 900 | 1,200 |
| 講習室 | | 300 | 500 | 500 | 900 | 1,100 | 1,500 |
| 談話室 | | 200 | 400 | 400 | 700 | 900 | 1,100 |
| 娯楽室(A) | | 300 | 600 | 600 | 900 | 1,200 | 1,600 |
| 娯楽室(B) | | 300 | 500 | 500 | 800 | 1,000 | 1,300 |
| 娯楽室(C) | | 700 | 1,200 | 1,200 | 1,900 | 2,400 | 3,200 |
| 研修室 | | 200 | 400 | 400 | 700 | 900 | 1,200 |

改正後

改正前

| | | |
|--------|--|------|
| 講座室 2 | | 100円 |
| 和室 (小) | | 100円 |

備考 略

備考 略

大村市子ども科学館の施設概要（第94号議案関係）

1 施設面積

約460平方メートル

2 事業内容

(1) 展示

化石、鉱物、岩石、昆虫標本等

(2) 講座

科学工作教室、木工教室、プラネタリウム教室等

(3) その他

子ども科学館まつり等

3 開館日（予定）

日曜日、土曜日及び祝日を含む小中学校の休業日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）。ただし、当該休業日のうち長期の休業日の期間については、週1回の休館日を設ける。

4 開館時間（予定）

- ・4月から9月までは、午前10時から午後6時まで
- ・10月から翌年3月までは、午前10時から午後5時まで

大村市立史料館条例の改正概要（第95号議案関係）

1 主な改正の内容

(1) 第1条関係

分室として中心市街地複合ビルに大村市近代資料室（主な展示内容は次のとおり）を設置する。

| | |
|--|-------------------------|
| <p>主な展示内容</p> <ul style="list-style-type: none">・軍施設の設置及び拡張・鉄道、道路等の都市基盤の整備・戦時中の市民生活と空襲・市制施行・終戦と戦後の活動 | } 写真、図その他近代の大村の歴史に関する資料 |
|--|-------------------------|

(2) 第2条関係

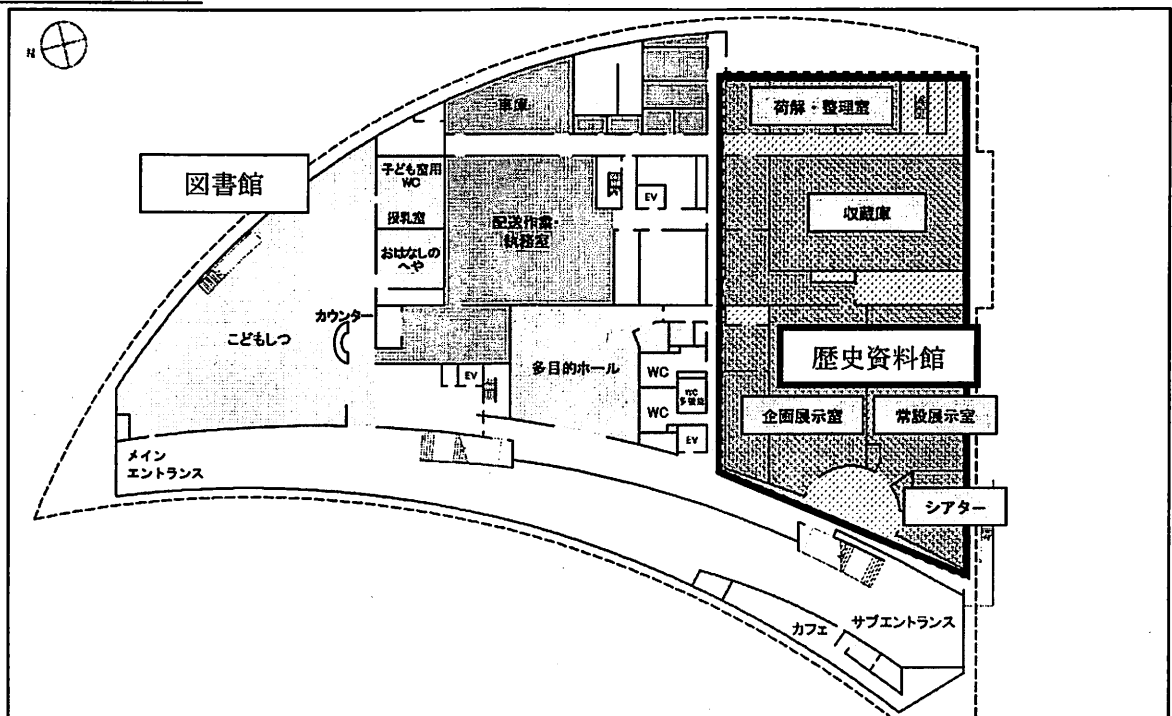
- ① 史料館の名称を「大村市歴史資料館」に変更する。
- ② 駐車場の使用料
 - ・駐車時間が30分までは無料、駐車時間が30分を超え24時間までは30分までごとに50円（1,000円を上限）
 - ・上記にかかわらず、駐車場に入場した日において歴史資料館での用務に要した時間は無料

2 施行日

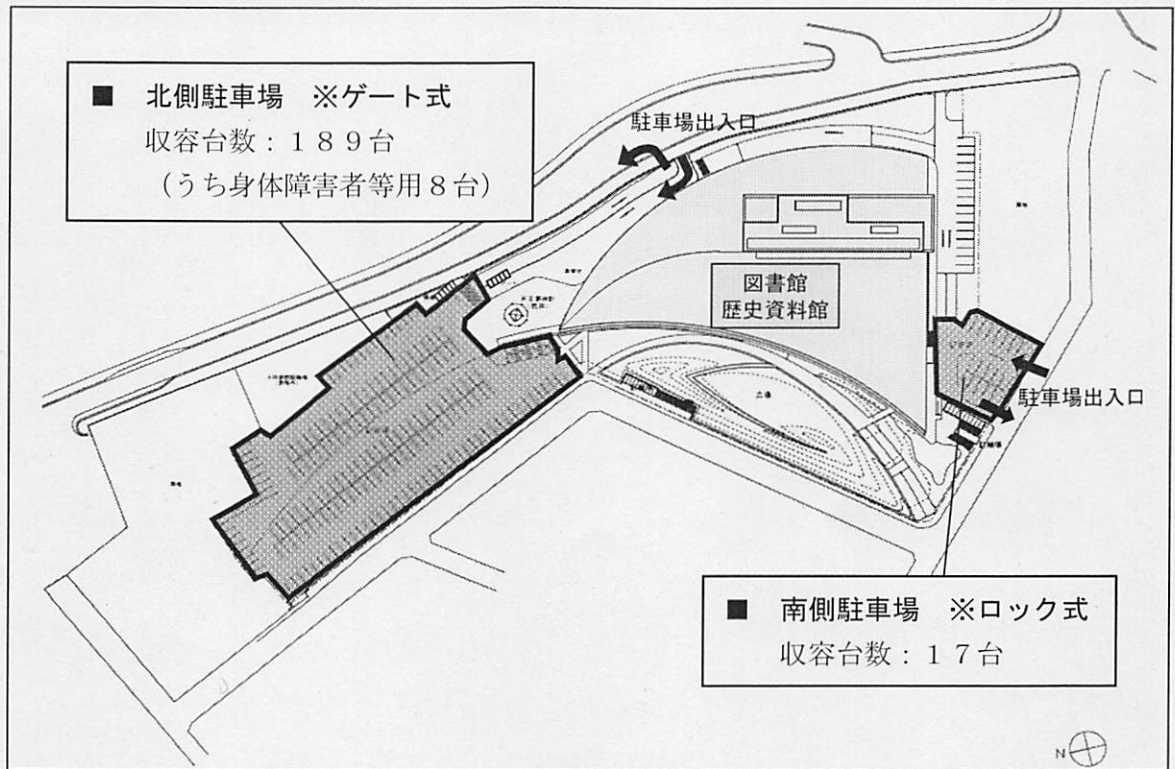
公布の日（1の(1)は平成31年4月1日、1の(2)は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日）

3 平面図

(1) 歴史資料館



(2) 駐車場 (図書館と共用)



大村市立史料館条例（新旧対照表）（第1条関係）

(17)

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|--|-------------|----|----------|-------------|---|
| <p>(名称及び位置) 第2条 略</p> <p>2 前項の史料館に分室を設置する。 3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="210 545 1120 636"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市近代資料室</td> <td>大村市本町458番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入館の制限) 第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備又は資料を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 略</p> <p>(入館料) 第5条 史料館の入館料は、徴収しない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、入館料を徴収することができる。入館料の額及び徴収の方法については、その都度、市長において決定するものとする。</p> | 名称 | 位置 | 大村市近代資料室 | 大村市本町458番地2 | <p>(名称及び位置) 第2条 略</p> <p>(入館の制限) 第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合は、入館を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序をみだし、又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) 略</p> <p>(入館料) 第5条 史料館の入館料は、徴収しない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、入館料を徴収することができる。入館料の額及び徴収の方法については、そのつと、市長において決定するものとする。</p> |
| 名称 | 位置 | | | | |
| 大村市近代資料室 | 大村市本町458番地2 | | | | |

大村市立史料館条例（新旧対照表）（第2条関係）

(18)

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | |
|--|-------------|----|----------|-------------|---|----|----|---------|-------------|
| <p style="text-align: center;">大村市歴史資料館条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 本市の歴史に関する資料を収集し、保管し、調査研究し、及び展示して、市民の利用に供し、その教育、学術及び文化の発展に寄与するため、歴史資料館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 歴史資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="208 769 1120 859"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市歴史資料館</td> <td>大村市東本町481番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の歴史資料館に分室を設置する。</p> <p>3 略</p> <p>(歴史資料館運営委員会の設置等)</p> <p>第3条 大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、歴史資料館の運営につき必要な調査及び審議を行うため、大村市歴史資料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(入館の制限)</p> | 名称 | 位置 | 大村市歴史資料館 | 大村市東本町481番地 | <p style="text-align: center;">大村市立史料館条例</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 郷土に関する史料を収集し、保管し、及び展示して、市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するため、史料館を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 史料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1189 774 2105 863"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大村市立史料館</td> <td>大村市東本町481番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の史料館に分室を設置する。</p> <p>3 略</p> <p>(史料館運営委員会の設置等)</p> <p>第3条 大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、史料館の運営につき必要な調査及び審議を行うため、大村市立史料館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(入館の制限)</p> | 名称 | 位置 | 大村市立史料館 | 大村市東本町481番地 |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市歴史資料館 | 大村市東本町481番地 | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | |
| 大村市立史料館 | 大村市東本町481番地 | | | | | | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を許可しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他歴史資料館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(入館料)</p> <p>第5条 歴史資料館の入館料は、徴収しない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、入館料を徴収することができる。入館料の額及び徴収の方法については、その都度、市長において決定するものとする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 歴史資料館（分室を除く。次項において同じ。）の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、歴史資料館を利用する者が駐車場に入場した日において歴史資料館での用務に要した時間に係る駐車場の使用料は、無料とする。</p> <p>3 第1項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車場の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第8条 既納の駐車場の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還するこ</p> | <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を許可しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他史料館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(入館料)</p> <p>第5条 史料館の入館料は、徴収しない。ただし、特別の事由があると市長が認める場合は、入館料を徴収することができる。入館料の額及び徴収の方法については、その都度、市長において決定するものとする。</p> |

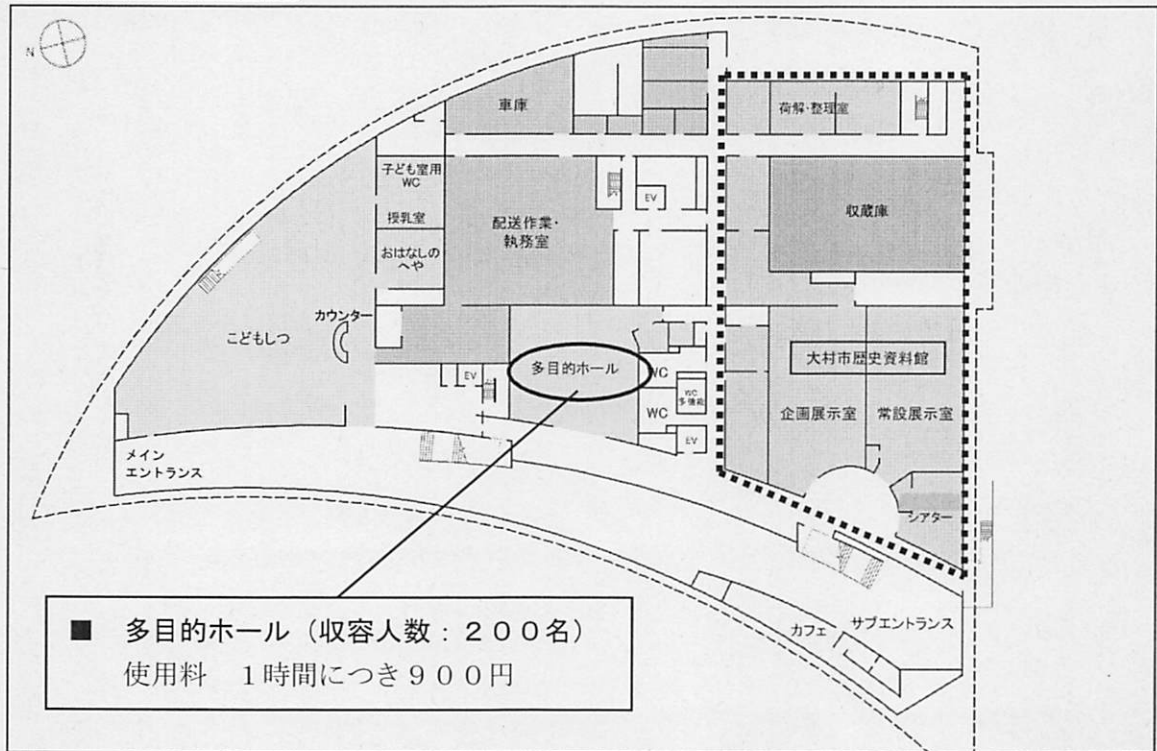
| 改正後 | 改正前 | | | | | | |
|--|-------------------------------|-----|-----------------|----|--------------|-------------------------------|--|
| <p>とができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 入館者は、歴史資料館の建物、附属設備又は資料を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="206 780 1131 995"><thead><tr><th>駐車時間の区分</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>駐車場に入場してから30分まで</td><td>無料</td></tr><tr><td>30分を超え24時間まで</td><td>30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。</td></tr></tbody></table> <p>備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える30分までごとに50円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。</p> | 駐車時間の区分 | 使用料 | 駐車場に入場してから30分まで | 無料 | 30分を超え24時間まで | 30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。 | <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 入館者は、史料館の建物、附属設備又は資料を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p> |
| 駐車時間の区分 | 使用料 | | | | | | |
| 駐車場に入場してから30分まで | 無料 | | | | | | |
| 30分を超え24時間まで | 30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。 | | | | | | |

大村市立図書館条例の改正概要（第96号議案関係）

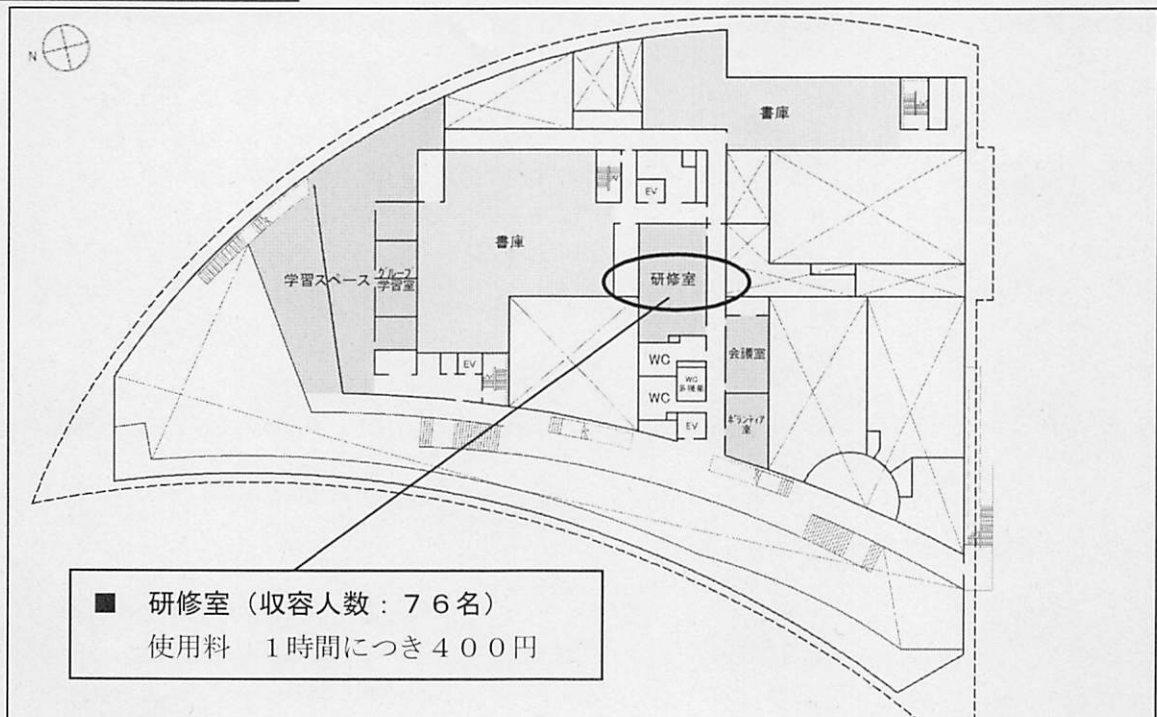
1 主な改正の内容

多目的ホール及び研修室の使用の許可、使用料その他管理に関する基本的事項を定めるとともに、図書館の分室として「大村市郡地区公民館図書室」を設置する。

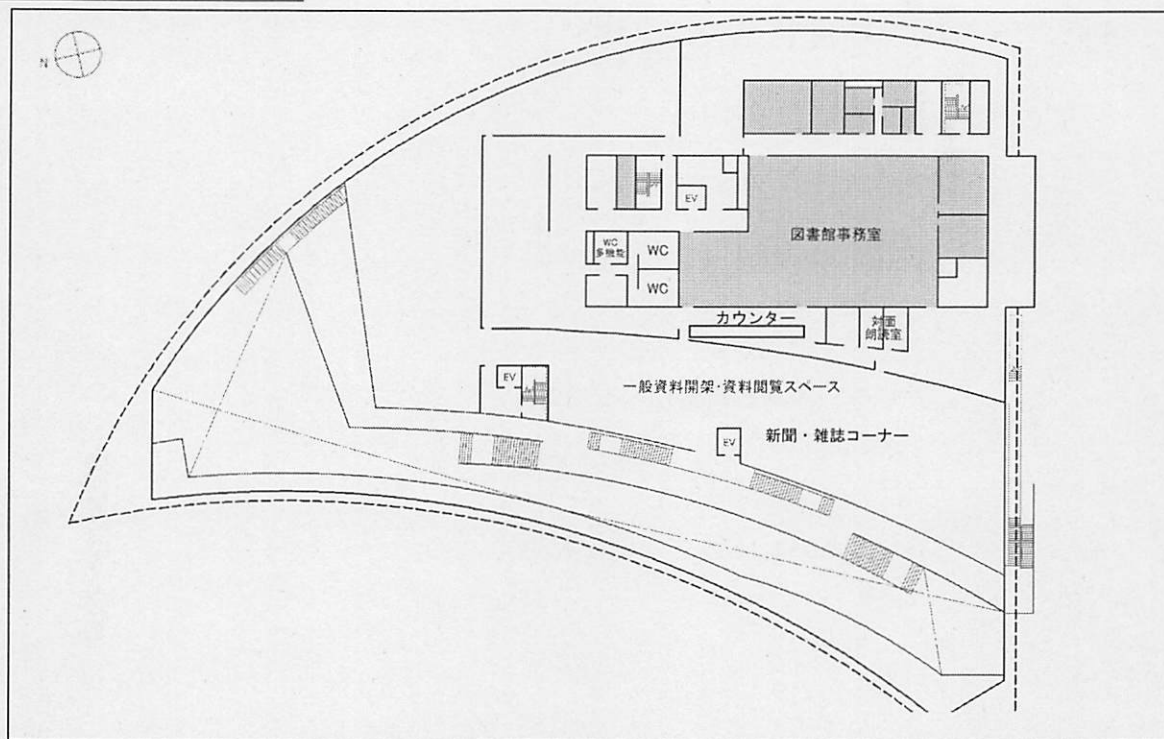
(1) 図書館1階平面図



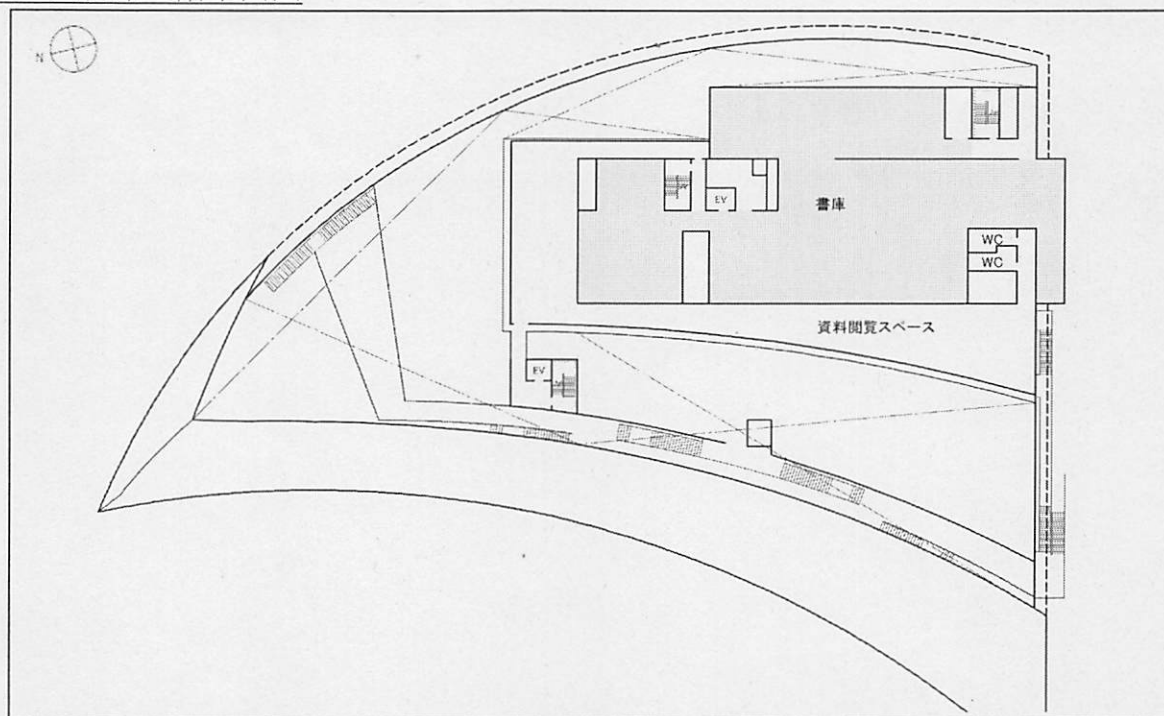
(2) 図書館2階平面図



(3) 図書館 3 階平面図



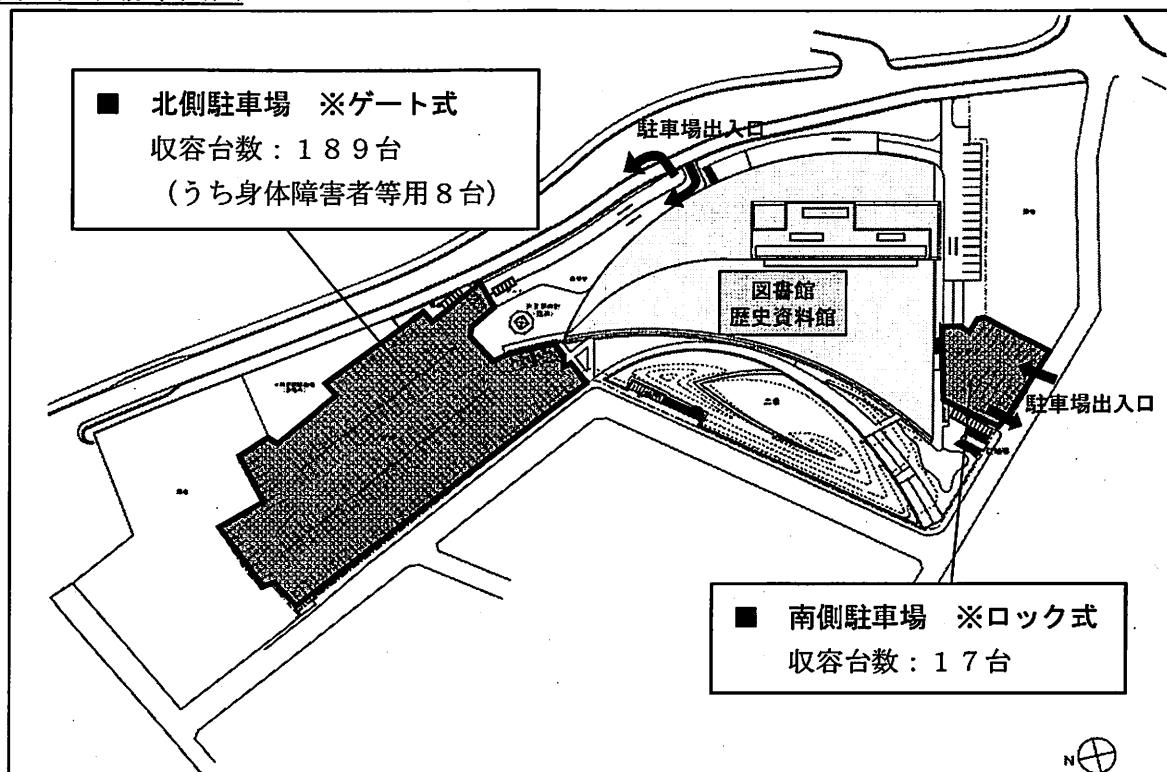
(4) 図書館 4 階平面図



※図書館 5 階は、書庫

※図書館 6 階は、機械室・電気室

(5) 駐車場平面図



※駐車場使用料

- ・ 駐車時間が30分までは無料、駐車時間が30分を超え24時間までは30分までごとに50円(1,000円を上限)
- ・ 上記にかかわらず、駐車場に入場した日において図書館での用務に要した時間は無料

※駐車場は、歴史資料館と共用

2 施行日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

大村市立図書館条例（新旧対照表）

(24)

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|---|-----------------|----|--------------|-----------------|---|
| <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の図書館に分室を設置する。</p> <p>3 分室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="199 534 1126 620"> <thead> <tr> <th data-bbox="199 534 609 577">名称</th> <th data-bbox="616 534 1126 577">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="199 577 609 620">大村市郡地区公民館図書室</td> <td data-bbox="616 577 1126 620">大村市富の原二丁目382番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(図書館協議会の設置等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。</p> <p>4・5 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第4条 図書館（分室を除く。第3項及び次条において同じ。）の多目的ホール又は研修室（以下「多目的ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、第11条各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしない。</p> <p>3 教育委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付けることができる。</p> | 名称 | 位置 | 大村市郡地区公民館図書室 | 大村市富の原二丁目382番地1 | <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(図書館協議会の設置等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から大村市教育委員会（以下「委員会」という。）が任命する。</p> <p>4・5 略</p> |
| 名称 | 位置 | | | | |
| 大村市郡地区公民館図書室 | 大村市富の原二丁目382番地1 | | | | |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p>(使用料)</p> <p>第5条 多目的ホール等の使用料は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の使用料は、使用の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 図書館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料は、別表第2のとおりとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、図書館を利用する者が駐車場に入場した日において図書館での用務に要した時間に係る駐車場の使用料は、無料とする。</p> <p>5 第3項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、多目的ホール等及び駐車場の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p>第7条 既納の多目的ホール等及び駐車場の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(許可目的外使用又は権利譲渡等の禁止)</p> <p>第8条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、多目的ホール等を許可目的以外の目的に使用し、又は使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸することができない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> | |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。(2) 使用の許可の条件に違反したとき。(3) 条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。(4) 第11条各号のいずれかに該当することが判明したとき。 <p>2 前項の規定による処分によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第10条 使用者は、多目的ホール等の使用を終わったとき、又は使用の許可を取り消されたとき、若しくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に復さなければならない。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1)～(3) 略 <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 略</p> | <p>(入館の制限)</p> <p>第4条 大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1)～(3) 略 <p>(入館料等)</p> <p>第5条 図書館の入館料及び図書館資料（以下「資料」という。）の利用は、無償とする。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 略</p> |

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------|------|--|----|----|--------|--------|------|-----|--|------|---------|-----|-----------------|----|--------------|-------------------------------|-----------------------|
| <p>(委任) 第13条 略</p> <p>別表第1 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="199 479 1126 649"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用時間が1時間に満たないときは当該使用時間を1時間とし、使用時間に1時間に満たない端数時間があるときは当該端数時間を1時間として計算する。 2 使用者が入場料又はこれに類する費用等を徴収して使用する場合は、使用料は10割増とする。 3 冷暖房設備を使用した場合は、その実費を別に徴収する。 4 電気器具その他特殊の設備により電力を消費し、又は使用した場合は、その実費を別に徴収する。 5 附属設備の使用料は、規則で定める。 <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="199 1143 1126 1312"> <thead> <tr> <th>駐車時間の区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駐車場に入場してから30分まで</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>30分を超え24時間まで</td> <td>30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 駐車時間が24時間を超える場合は、その超える30分までごとに50円を加算する。ただし、24時間までごとに1,000円を上限とする。</p> | 区分 | 使用料 | | 単位 | 金額 | 多目的ホール | 1時間につき | 900円 | 研修室 | | 400円 | 駐車時間の区分 | 使用料 | 駐車場に入場してから30分まで | 無料 | 30分を超え24時間まで | 30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。 | <p>(委任) 第7条 略</p> |
| 区分 | | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単位 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多目的ホール | 1時間につき | 900円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 研修室 | | 400円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 駐車時間の区分 | 使用料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 駐車場に入場してから30分まで | 無料 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30分を超え24時間まで | 30分までごとに50円。ただし、1,000円を上限とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

大村市営駐車場条例の改正概要（第97号議案関係）

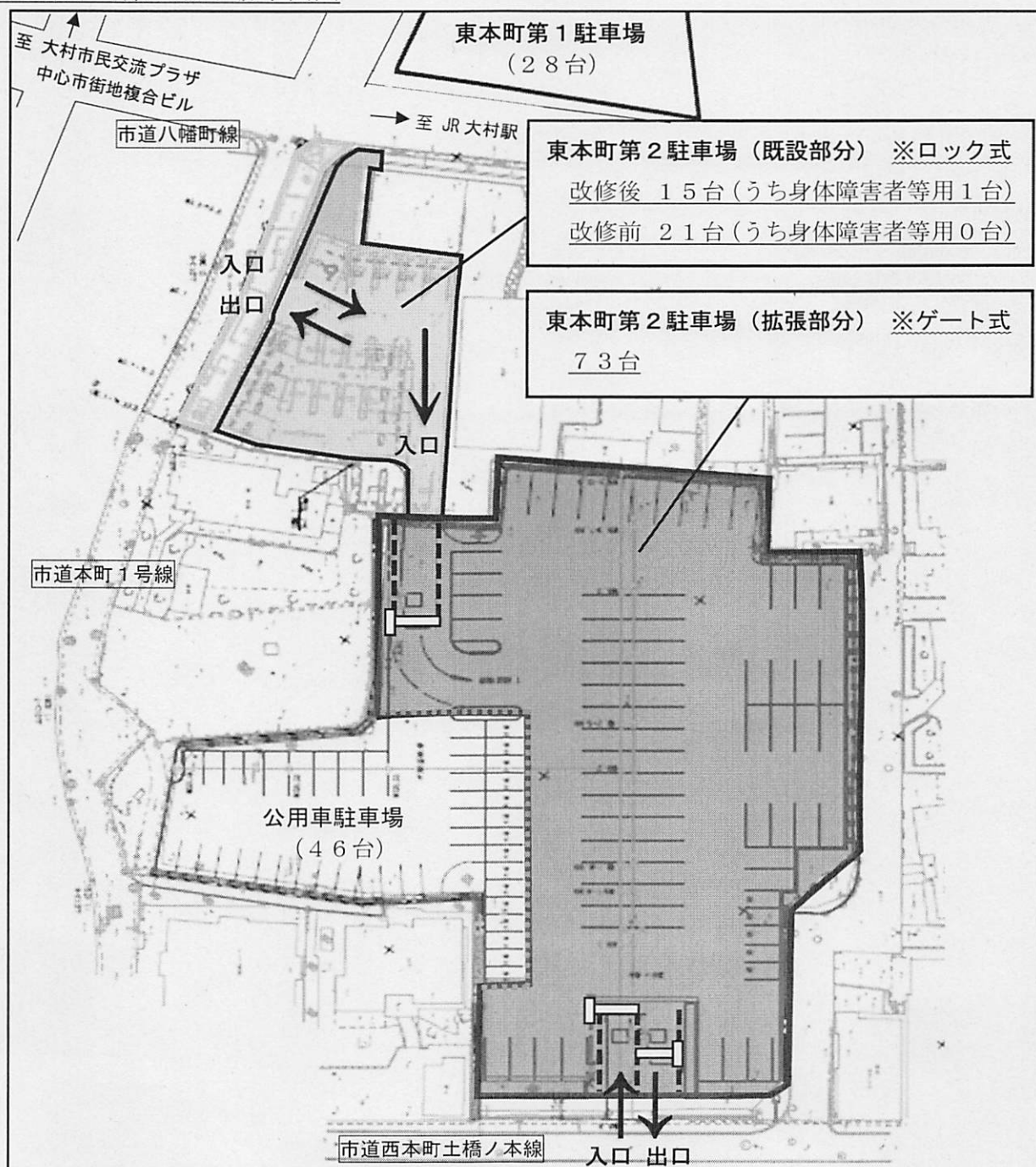
1 改正の内容

東本町第2駐車場の拡張（下記2のとおり）に伴い、次のとおり使用料の徴収の時期の例外について定めるとともに、所要の改正を行う。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-------|--------------------|-----------------------|------------------------------|
| 一般利用者 | 自動車を駐車場から出場させる際に徴収 | 一般利用者 | 自動車を駐車場から出場させる際に徴収 |
| | | 《例外》 中心市街地複合ビルの入居者 | ・駐車場使用券の発行の際に徴収 ・後払いにより徴収 |

※ 使用料 駐車時間が1時間までは無料、駐車時間が1時間を超え24時間までは30分までごとに50円（1,000円を上限）

2 東本町第2駐車場平面図



大村市営駐車場条例（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(使用料) 第5条 駐車場の使用料は、別表のとおりとする。 2 前項の使用料は、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(使用料の返還) 第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(禁止行為) 第8条 略</p> <p>(損害賠償等) 第9条 略</p> <p>(委任) 第10条 略</p> <p>(過料) 第11条 略</p> | <p>(使用料) 第5条 駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>(禁止行為) 第7条 略</p> <p>(損害賠償等) 第8条 略</p> <p>(委任) 第9条 略</p> <p>(過料) 第10条 略</p> |

大村市手数料条例の改正概要（第98号議案関係）

1 改正の理由

建築物の敷地は、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の道路に2メートル以上接しなければならない（接道の規制）が、建築審査会が置かれている特定行政庁が当該審査会の同意を得て「許可」したものについては、当該接道の規制は適用されない。

建築基準法の改正により、この「許可」の対象となっていた建築物のうち、その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接するもので、延べ面積が200平方メートル以内の一戸建ての住宅については、特定行政庁の「認定」により、当該接道の規制が適用されないこととなった。建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の改正により、同施行令において建築審査会が置かれていない市町村の長の事務として、この「認定」に係る事務が定められたことから、当該事務に係る手数料を定めるため、条例の改正を行うものである。

※ 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

2 改正の内容

上記の認定の申請に対する審査に係る手数料は、1件につき27,000円とする。

3 施行日

公布の日

大村市手数料条例（新旧対照表）

(31)

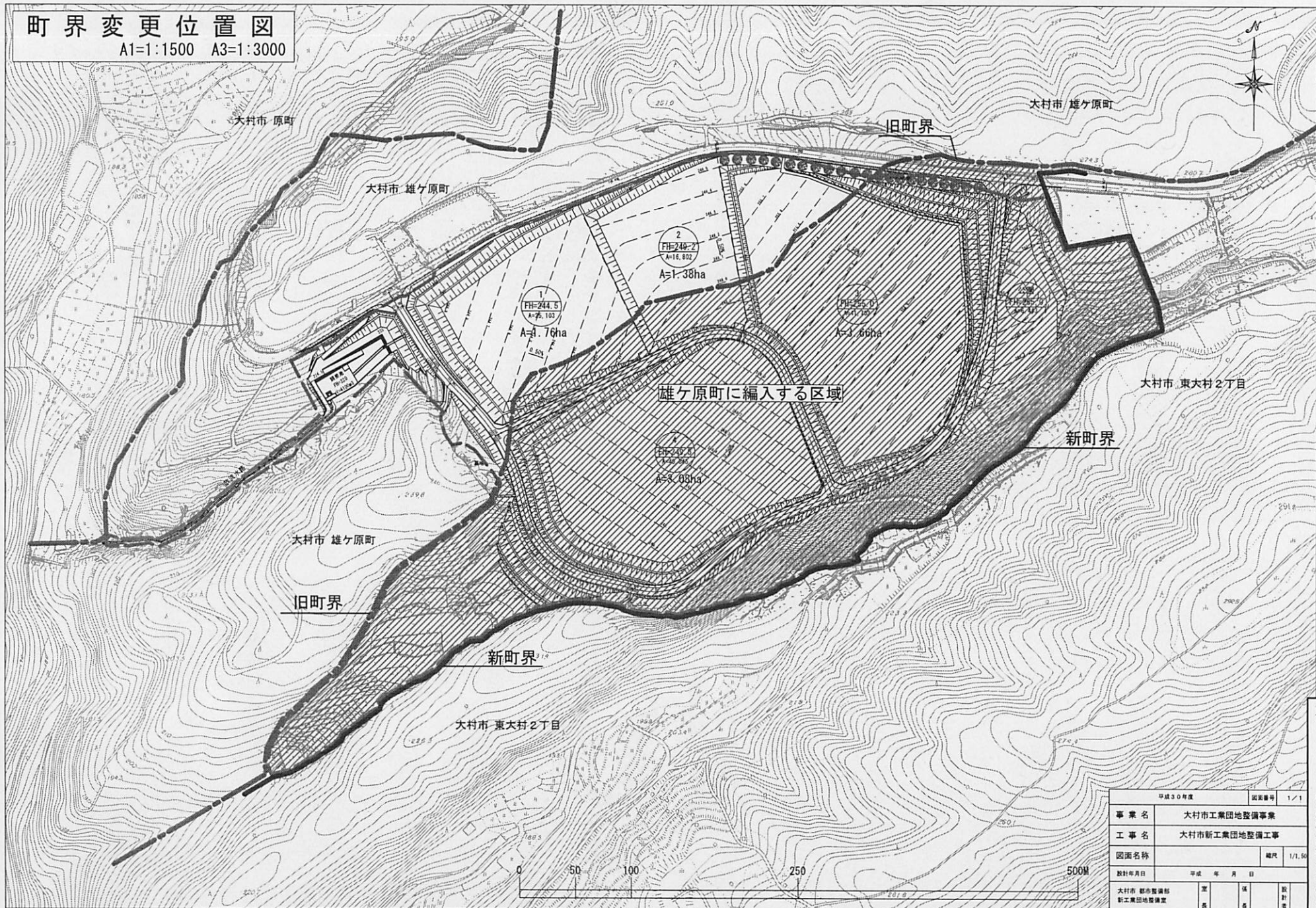
| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | |
|-------------|-------------------------|---|-------------------------|------------------|-------------|----------------------|---|-------------------------|------------------|
| 別表第2（第2条関係） | | | | | 別表第2（第2条関係） | | | | |
| 項 | 手数料を徴収する事項 | | 手数料の額 | | 項 | 手数料を徴収する事項 | | 手数料の額 | |
| | 手数料の名称 | 手数料を徴収する事務 | | | | 手数料の名称 | 手数料を徴収する事務 | | |
| 1～4 略 | | | | | 1～4 略 | | | | |
| 5 | 道路の位置の指定、変更又は廃止申請手数料 | 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置に関する指定、変更又は廃止の申請に対する審査 | (1) 主として自己の用に供する目的である場合 | 1件につき 5,000円 | 5 | 道路の位置の指定、変更又は廃止申請手数料 | 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置に関する指定、変更又は廃止の申請に対する審査 | (1) 主として自己の用に供する目的である場合 | 1件につき 5,000円 |
| | | | (2) 前号以外の場合 | 1件につき 50,000円 | | | | (2) 前号以外の場合 | 1件につき 50,000円 |
| 5の2 | 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 | 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査 | 1件につき | 27,000円 | | | | | |
| 6 | 仮設建築物建築許可申請手数料 | 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 1件につき | 120,000円 | 6 | 仮設建築物建築許可申請手数料 | 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 1件につき | 120,000円 |
| 7～22 略 | | | | | 7～22 略 | | | | |
| 備考 略 | | | | | 備考 略 | | | | |

大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 略 (2) 工業用水道事業 ア 略 イ 1日最大給水量 8,800立方メートル 3・4 略</p> | <p>(経営の基本) 第2条 略 2 水道事業及び工業用水道事業の給水区域等に関する計画の内容は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 略 (2) 工業用水道事業 ア 略 イ 1日最大給水量 13,360立方メートル 3・4 略</p> |

町界変更位置図

A1=1:1500 A3=1:3000

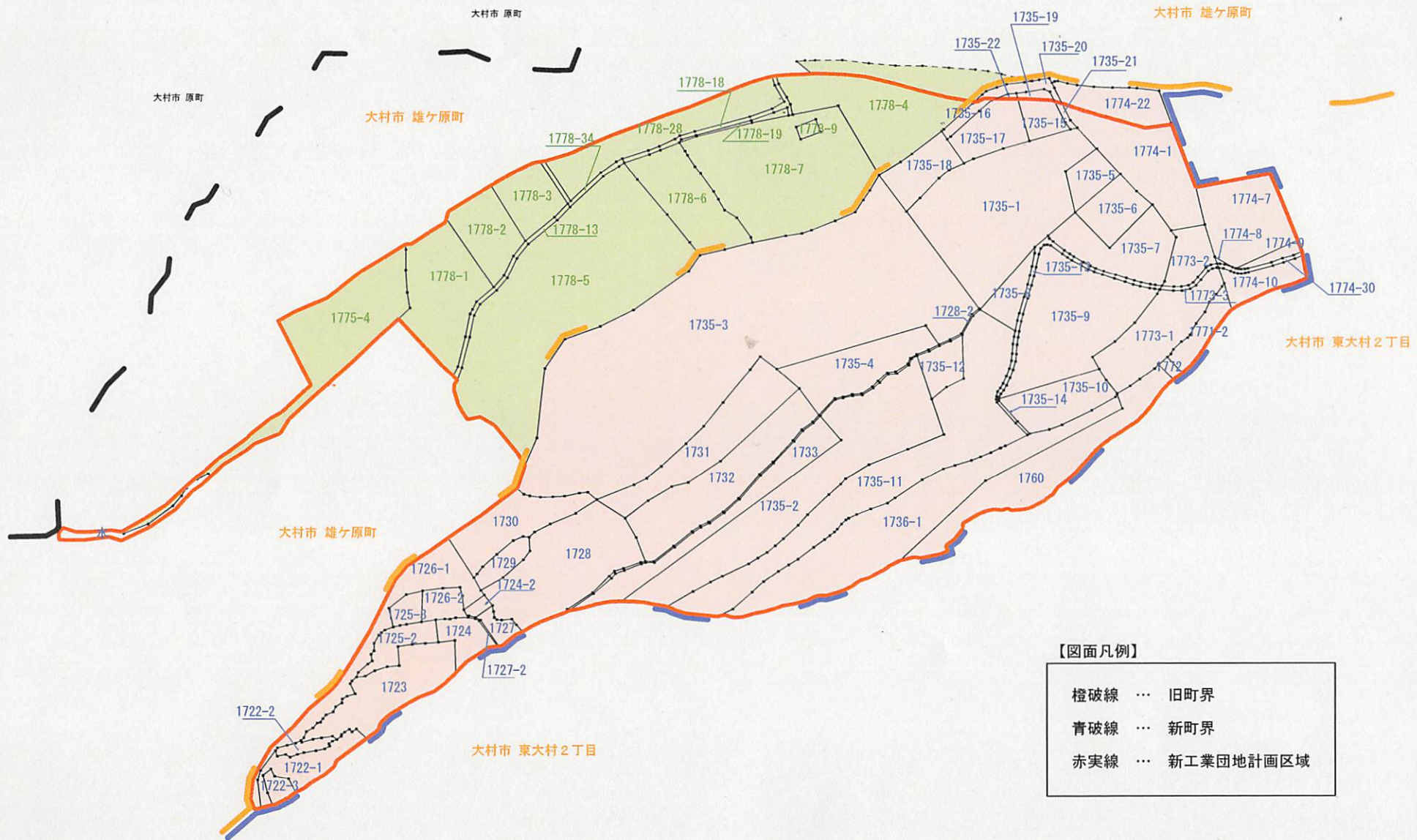


(33)

| | | | |
|-----------|--------------|------|------------|
| 平成30年度 | | 図面番号 | 1/1 |
| 事業名 | 大村市工業団地整備事業 | | |
| 工事名 | 大村市新工業団地整備工事 | | |
| 図面名称 | | | 縮尺 1/1,500 |
| 資料年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| 大村市 都市整備部 | 課 | 係 | 設計 |
| 新工業団地整備課 | 係 | 係 | 図 |

第101号議案関係資料

町界変更図

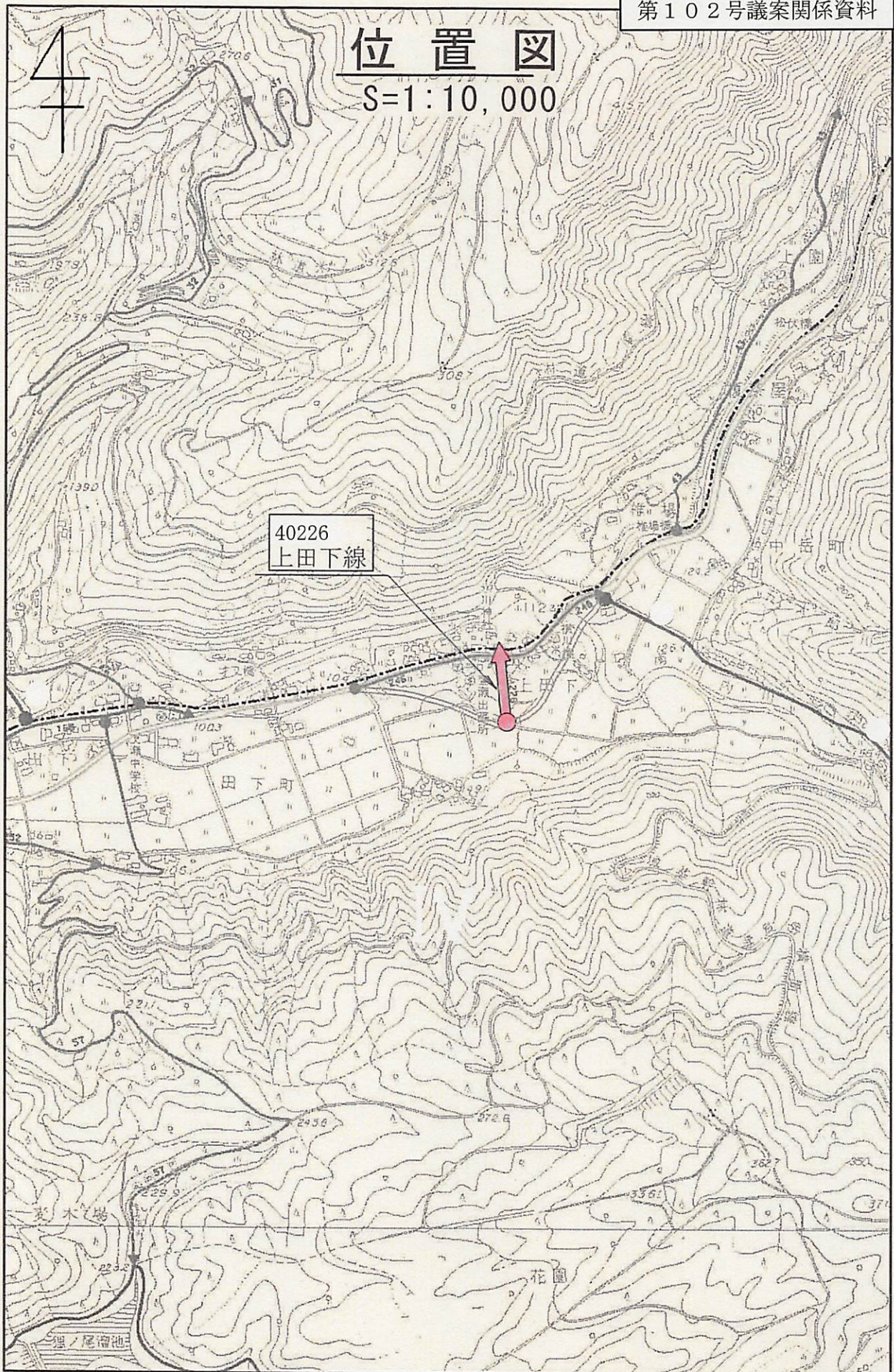


【図面凡例】

- 橙破線 … 旧町界
- 青破線 … 新町界
- 赤実線 … 新工業団地計画区域

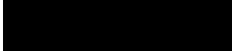

(34)

第101号議案関係資料



公用車の物損事故について（報告第23号関係）

1 経緯

平成30年8月2日午前9時5分頃、本市市民環境部職員がごみ収集のため、大村市東本町606番地において、ごみ収集車を前進させた際、
（以下「相手方」という。）所有のブロック塀に接触し、損傷を与えた。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、当該職員がごみ収集車の右前方に駐車してあった車に気を取られ、左方向の確認を十分に行っていなかったことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該職員には、今後十分に確認を行い、安全運転に努めるよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額39,960円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

